

議案第 38 号

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 31 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提出理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備するとともに、必要な文言整理を行う必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

- （9） 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 5 条の 2 を次のように改める。

附則第 5 条の 2 削除

附則第 10 条の 2 第 16 項中「3 分の 1」を「、3 分の 1」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条中第 7 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。
7 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1） 附則第 10 条の 2 の改正規定及び附則第 3 条の規定 公布の日
（2） 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
（3） 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 5 条の 2 の改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後のあきる野市税賦課徴収

条例第 34 条の 7 第 1 項（同項第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。